

(1) 特別徴収から普通徴収（個人納付）への切り替え

【記入例】(10月分まで給与引きした事例)

退職や休職等により特別徴収を継続できなくなり、未徴収税額を本人が納付する場合

付
受
印
7

市町村民税
道府県民税

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

令和7年度（2025年度）税額
通知書に記載されている宛名
番号を記入してください。

指定番号を記入
してください。

2025 年 10 月 22 日 提出		給 与 者 (特別徴収義務者)	名 称 (氏 名)	姫山商事 株式会社												担 当 者	給 与		6 月 特別徴収 指定番号	宛名番号	7 年度 特別徴収 指定番号	宛名番号
姫 路 市 長		新 姓	所 在 地 (住所)	姫路市安田4丁目1番地													氏 名	乙 山 春 子		7 年度 特別徴収 指定番号	0912345678	
法人番号又は個人番号			1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	電 話	079-221-1234		7 年度 宛名番号	5														
給 与 所 得 者	フリガナ	ヒメジ タロウ		新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法												
	氏 名	姫路 太郎			10 月分まで	6 月分から	11 月分から															
	生年月日	明・大・昭・平 3 年 2 月 9 日生																				
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																				
住 所	1月1日 現 在	姫路市延末1番地		120,000 円	50,000 円	70,000 円	2025 年 10 月 17 日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)													
異動後	同上																					
◎給与と所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。 ※事業主及び従業員が同一の場合、給与支払者による普通徴収への切替はできません。																						
新 し い 給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	送付した税額決定・変更通知書を参照 の上、金額を記入してください。				特別徴収指定番号	担 当 者 連 絡 先	氏 名	退職日・ 死亡日等		金額 _____ 円を _____ 月分 (_____ 月分)から徴収し、納入するように連絡済みです。												
	名 称				受給者番号	電 話	納入書の要否 (新規の場合のみ)		1 必要 2 不要													
	法 人 番 号																					
◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。																						
一 括 徴 収	一 括 徴 収 す る 場 合				徴収予定月日	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)				備 考												
	理 由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。				月 日	左記の一括徴収した税額は _____ 月分で納入します (翌月10日納期限)															
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。																					
	一 括 徴 収 し な い 場 合																					
理 由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。								該 当 す る 番 号 を ○ で 囲 ん で く だ さ い													
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。																						
3 死亡による退職のため。																						

令和7年度（2025年度）税額通
知書に記載されている宛名番号を
記入してください。

納入月を記入
してください。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括受取について次の欄に必ず記載してください。

左記の一括徴収した税額は11月分
(翌月10日納期限)で納入します。

(3) 新しい事業所で特別徴収継続

【記入例】(11月分よりの別の事業所で特別徴収をする場合)

転勤・転職により新しい事業所で特別徴収を継続することができます。
ただし、新しい事業所と連絡が取ることが困難な場合は別の徴収方法を選択してください。

新しい給与支払者が姫路市で指定番号の登録がない事業所で電子的税額通知の受取方法を希望する場合は姫路市HP掲載の「特別徴収税額通知受取方法変更届出書」をご提出ください。※eLTAXで給報を提出している場合のみ選択できます。

付
受
印
7

市町村民税
道府県民税

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

令和7年度（2025年度）税額通知書に記載されている宛名番号を記入してください。

指定番号を記入してください。

姫路市長		給与 （特別 徴収 支）	名称 （氏名）	姫山商事 株式会社										担 当 者	氏名	乙山 春子	電話	079-221-△△△△	年度	令和7年度（2025年度）	指定番号	宛名番号	特別徴収 指定番号	0912345678	宛名番号	5
2025 年 10 月		退職前の事業所での徴収分を記入してください。										3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3				
給 与 所 得 者 所	氏名	姫路 太郎										(イ) 徴収税額 (当額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	生年月日	明・大・昭・平 3 年 2 月 9 日生										6 月分から		11 月分から		2025 年		1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外 ()		1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)						
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	5 月分まで		10 月 17 日										
	住 1月1日 現 在	姫路市延末1番地										120,000 円		50,000 円		70,000 円										
	異動後	同上																								
◎給与所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。 ※事業主及び従業員の希望による普通徴収への切替はできません。																										
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地〒670-0001 姫路市本町68番地 (フリガナ) カブシキガイシャ コウヤマ 名称 株式会社 甲山										特別徴収指定番号 0912345687		担 当 者 連 絡 先	氏 名	安田 税子		左記特別徴収義務者(担当 安田 氏)へは 月割額 10,000 円を 11 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するように連絡済みです。		受給者番号						
												法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		電話 079-221-7890		納入書の要否 (新規の場合のみ)		必要 2 不要								
◎給与等の支払を要しなくなった後の月割額(退職した月を除く)の特別徴収について次の欄に必ず記載してください。																										
新しい事業所の所在地・名称・法人番号等を 記入してください。												徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		新しい事業所へ連絡してください。 そして、担当者名、月割額、開始月を記入してください。 納税義務者用通知が電子の場合、受給者番号の記載が必須となります。 ※連絡が取れない場合は原則、普通徴収になります。												
徴 収 理 由		一括徴収しない場合										1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 3 死亡による退職のため。														